

見附市告示第131号

組織機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和5年8月21日

見附市長 稲田 亮

組織機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(見附市カラオケ施設審査会設置要領の一部改正)

第1条 見附市カラオケ施設審査会設置要領(平成4年見附市告示第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「建設課長」を「都市環境課長」に改め、「市民生活課長」を削り、同条第2項中「建設課長」を「都市環境課長」に改める。

第6条中「建設課」を「都市環境課」に改める。

(見附市開発行為指導要綱の一部改正)

第2条 見附市開発行為指導要綱(平成6年見附市告示第76号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「都市計画法」を「法」に、「手続き」を「手続」に改める。

第4条第2項中「建設課」を「都市環境課」に改める。

第12条中「消防水利の基準」の次に「(昭和39年消防庁告示第7号)」を加える。

(見附市大規模小売店舗立地連絡調整会議設置要綱の一部改正)

第3条 見附市大規模小売店舗立地連絡調整会議設置要綱(平成13年見附市告示第73号)の一部を次のように改正する。

別表第1市民生活課の項を削り、同表建設課の項中「都市計画に関する事項」、「開発行為に関する事項」及び「建築及び都市景観に関する事項」を削り、同表総務課の項を削り、同表に次のように加える。

都市環境課	環境の保全及びごみ処理に関する事項 都市計画に関する事項 開発行為に関する事項 建築及び都市景観に関する事項 交通安全対策に関する事項
-------	---

(見附市都市計画提案手続要領の一部改正)

第4条 見附市都市計画提案手続要領(平成19年見附市告示第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定非営利活動促進法」の次に「(平成10年法律第7号)」を、「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

第6条第1項中「都市計画法施行規則」の次に「(昭和44年建設省令第49号)」を加え、同条第6項中「建設課都市計画係」を「都市環境課都市・住宅政策係」に改める。

第9条第2項中「第8条第2項」を「前条第2項」に改める。

様式第11号中「建設課都市計画係」を「都市環境課都市・住宅政策係」に改める。

(見附市都市計画提案審査委員会設置要綱の一部改正)

第5条 見附市都市計画提案審査委員会設置要綱(平成19年見附市告示第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「建設課長」を「都市環境課長」に改める。

第4条中「建設課都市計画係」を「都市環境課」に改める。

(見附市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の一部改正)

第6条 見附市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱(平成19年見附市告示第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設課」を「都市環境課」に改める。

(見附市都市計画マスタープラン策定委員会の委員の公募に関する要領の一部改正)

第7条 見附市都市計画マスタープラン策定委員会の委員の公募に関する要領(平成19年見附市告示第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「建設課長」を「都市環境課長」に改める。

(見附市指定管理者選定等委員会設置要綱の一部改正)

第8条 見附市指定管理者選定等委員会設置要綱(平成19年見附市告示第43号)の一部を次のように改正する。

第10条中「まちづくり課」を「総務課」に改める。

(見附市消費生活相談員設置要綱の一部改正)

第9条 見附市消費生活相談員設置要綱(平成23年見附市告示第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市民生活課」を「市民税務課」に改める。

(見附市特定空家等協議会運営要綱の一部改正)

第10条 見附市特定空家等協議会運営要綱(平成24年見附市告示第115号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市民生活課長」を「都市環境課長」に改め、同条第4項中「税務課長」を「市民税務課長」に改める。

第8条中「市民生活課」を「都市環境課」に改める。

(見附市都市再生整備計画評価委員会設置要綱の一部改正)

第11条 見附市都市再生整備計画評価委員会設置要綱(平成27年見附市告示第121号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設課」を「都市環境課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。